

社団法人日本臨床衛生検査技師会 役員略歴

氏名： たか だ てつ や 高田 鉄也 (昭和19年3月31日生)



社団法人日本臨床衛生検査技師会 役員略歴

| | |
|-------------------|-------------------|
| 平成 4年 4月～平成10年 3月 | 役員推薦委員会委員 |
| 平成 6年 4月～平成12年 3月 | 代議員 |
| 平成 6年 4月～平成 8年 3月 | 金井泉賞選考委員会委員 |
| 平成10年 4月～平成11年 3月 | 役員選任に関する規定検討委員会委員 |
| 平成10年 4月～平成12月 3月 | 役員推薦委員会委員長 |
| 平成12年 4月～平成14年 3月 | 理 事 |
| 平成14年 4月～平成15年 3月 | 常務理事 |
| 平成15年 4月～平成16年 3月 | 専務理事 (常務理事兼任) |
| 平成16年 4月～平成21年 3月 | 専務理事 |
| 平成21年 4月～平成22年 3月 | 理 事 |
| 平成22年 4月～現在 | 会 長 |

立候補要旨

私、高田鉄也は、平成22～23年度の2年間、第1期目としての会長職を努め、当会創立以来60年に亘る活動を検証し、前執行部の積み残し事項を整理するとともに、若い世代に引き継ぐための基盤整理を行いました。

- 一般社団法人としての移行認可申請が完了し結果を待つ段階となり、定款をはじめとする諸規程の整備が完了しました。また、従来の8地区会を7支部として再編しました。
- 積み残しであった会費自動引落し制度を実現し、同時に臨床検査技師賠償責任保険の全員加入と共済制度の充実を図りました。
- 会員行動規範となる「倫理規程」を策定し、また、「臨床検査業務ガイドライン」、「臨地実習ガイドライン」、「総合教育プログラム」等を作成しました。
- 臨床検査標準化事業は計画年数を終了し、今後は日本臨床検査標準化協議会(JCCLS)と共に新たに事業展開を推進します。
- 検査室認証制度はJAMTとJCCLSの連名にての認証証発行を実現しました。
- 厚労省所管のチーム医療推進協議会の上位委員会であるチーム医療推進方策ワーキンググループをはじめチーム医療推進のための大学職員の人材養成システムの確立選定委員会へ同省からの要請により委員を派遣しチーム医療推進へ貢献しました。また、NST協議会理事会への参画を果たしました。
- 公益財団法人国際医療技術財団(JIMTEF)事業へ理事(企画委員)として参画し、当会のフォトサーベイを広く世界各国へ情報提供することにしました。
- 原発事故災害に伴う福島県民健康管理調査事業への参加協力を決意しました。

当会の理念は、医療に携わる団体として臨床検査を通じ「国民が豊かな生活を送ることの出来る基本となる医療に貢献すること」にあります。

その性格は「臨床検査を業」とする検査技師の職能団体です。職能団体としての本来の使命は「検査技師の職域を守るため医療機関における検査部門の発展並びに検査技師の地位を揺るぎないものとし、雇用拡大を果たすこと」更に「臨床検査という同じ業に携わりながらあまりにも格差のある賃金構造を解消すること」に尽きます。長期的な検査技師の雇用を確保し、後進の時代が輝く臨床検査の世界にすることが今に生きる私たちの責務です。これこそが昭和27年に設立された日臨技の趣旨・決意に沿うことであり、臨床検査業界における一定の裁量権を持つ検査技師を育成して初めて地位向上に繋がることと考えます。

組織決定による一般社団法人への移行決議にも関わらず、未だ「何故一般か」、「公益でなければ地位向上はあり得ない」という声が聞かれます。しかし、この度の法人改革による公益法人としての活動は検査技師の社会的地位向上をもたらしません。

さらに、準則主義による硬直的な公益活動に終始しては、検査技師の職能団体の本来の目的を達成することはできません。

また、検査技師の身分確立や地位向上は「学会や研修会等の学術活動のみをよりどころにする意識」では望めません。臨床検査技術の研鑽は検査技師に身を投じた時からの責務であり国民への義務であり、「ベース」ではありますが、「よりどころ」ではありません。

私たちは、検査技師という国家資格としての身分は確立しています。しかし、その身分を十分に活かす活動をしてきたでしょうか。疑問を抱かざるを得ません。

今後益々職能団体としての長期的展望に立つ活動が必要となります。若い世代に夢を与える夢追い人としての活動が重要で、組織人としての更なる成熟度が求められます。

私たちは、社会の一員として「社会に通用する成熟した検査技師」を目指して技師会活動を行わなければなりません。単に、一時の感情に左右されたり、個人的思惑による技師会活動を行ってはなりません。

私は、会長職第1期に整備した各プログラムを今後2年間で実践・完結し、事業の停滞を招かず後進に引き継ぐため、平成24・25年度会長職に立候補いたします。

具体的活動方針

1) 東日本大震災や原発事故の災害復興事業をさらに推進します。

- 今後30年に亘る福島県民健康管理調査事業に参画します。
- 「街角ラボ」機能を活用して、東北の健診事業を展開します。
- この公益事業推進を基にして、臨床検査生涯手帳(データ一元管理)の構築に着手するとともに、会員の職域確保を確実なものにします。

原発事故災害による、今後30年に亘る福島県民健康管理調査は、福島医大が主幹(事務局)となり展開されます。

この度、会員が一丸となって成し遂げた、検査データ標準化、精度管理調査、検査室認証制度、基準値の設定等、この事業に必要な基盤を持つ当会が高い評価を得たことで、この事務局に参画するとともに健康管理調査として超音波検査・細胞診検査による甲状腺検診や血液検査、尿検査等を実施します。

また、この事業は、福島県から全国に移住した対象者全体に亘る調査も必要なので、東北地方を中心に「街角ラボ」機能を活用して健診事業を展開します。

これらの事業を推進することによって、今後数十年に亘る検査技師の雇用は勿論のこと生涯検診データの一元化(臨床検査生涯手帳)につなげます。

2) 安心出来る業務環境整備のための福利厚生事業を充実させます。

- 会員死亡弔慰金制度を導入します。
- 廃業担保特約保険制度を導入します。
- 会員の子弟対象として学生・生徒総合保険制度を導入します。

会員本人死亡の場合の弔慰金制度を新設します。

また、定年退職や職種変更後に在職中の業務責任を問われ、裁判費用・賠償金の支払いが生じた際に、在職中の保険内容と同等の保険金支払いが可能となる廃業担保特約保険制度を導入します。保険有効期間は離職後5年間(法によるカルテ保存期間)とします。

さらに、会員の子弟を対象とする保険として、会員に万一のことがあった場合の育英費用・学業費用支援制度を導入します。この保険は、学生が死亡または後遺障害を負った場合にも適用されます。

3) 臨床検査技師等に関する法改正運動を展開します。

- 微生物・輸血・細胞に関する検査を「特定検査」と位置付け、臨床検査技師固有の業務とすることを目指します。
- 検査技師業態法の法制化を目指します。
- 医療法改正による臨床検査部門の医療機関設置基準規定化を目指します。
- 医療関連サービス8業種から検体検査の削除を目指します。

検査技師は医療機関設置基準に規定はなく、加えて検体検査は医療関連サービス8業種の一項目となっています。検体を<モノ>として扱う医療経済の効率化のみを追求する考えでは国民の健康福祉を守ることは不可能です。

自由貿易協定(FTA)による東南アジアからの看護師等の進出をはじめ、環太平洋経済連携協定(TPP)による医療職種の陣容変化は検査技師にとり極めて懸念すべき事項です。この協定によるCAPサーベイの進出は、一般医療機関での取得が予算面からも大きな障害となり、益々医療機関における臨床検査部門の存在を危うくさせることは明白です。過去の「安かろう、悪かろう」の検査への逆行は許されません。

先の法改正運動で日本医師会と合意に達した「特定検査」を臨床検査技師の固有の業務とする検査技師業態法の政府提案による法制化を目指した改正運動を強化します。

同時に、検体検査の医療関連サービス8業種からの削除と検査技師の医療機関設置基準を法制化する医療法改正運動を展開します。

今に生きる検査技師は単なる目先のことではなく将来の医療を考え、その中にある臨床検査(技師)の地位を確実にする義務があります。今、想定外として手を拱いては取り返しがつきません。

4) 日臨技生涯教育研修制度を基本とし、新たな臨床検査学会を総合医療教育機構として、職能との分離を視野に入れた活動を展開します。

- 現在の検査研究部門を日本の臨床検査学会の中心に位置づけます。
- 検査研究部門を研修会のみならず学術調査研究業務を担当し名実ともに検査研究部門として活性化を図ります。
- 都道府県技師会を中心に活動している研究班組織との連携を強化します。
- 日臨技認定機構や各種認定事業を新たな臨床検査学会の組織に一元化します。

当会の生涯教育研修制度は法改正運動の基盤として構築されたものです。この制度内で実施する研修会は、当会や都道府県技師会の区別はなく、全て職能活動の「核」となる研修会です。職能は学術活動をないがしろにするのではなく、確立した「学術という核」が存在してこそ職能活動が生きてきます。

日本医学検査学会は職能団体が実施する学術集会として意義がありますが、卒前・卒後の一貫した教育制度に高度教育を加えた総合医療養成校や大学院構想などの高度教育機構を含む日臨技総合医療教育機構として新たに臨床検査学会の分離を検討します。これにより、更なる学術活動の活性化と、それをベースにした職能団体としての職能活動の推進が可能となります。

診療報酬をはじめとする臨床検査技師の評価に直接反映させるためには、新たな臨床検査学会としての組織確立が重要であり、そのために各専門学会との連携による活動を強化します。

検査研究部門を学会組織の要として位置づけ、各都道府県技師会の検査研究班組織との連携を基に臨床検査の発展のために各種研究調査、各種認定制度の充実を図り「診療の場」における臨床検査技師の地位を不動のものとしします。

当会の傘下に創る新たな学会組織は、臨床検査技師を中心に構成し、当会会員の学会費は会費の中から拠出します。

5) 各関連団体・協議会への対応は適正且つ有効に対応します。

医療業界の変化とそれに伴う的確な対応のため懸案事項の一つであった臨床検査振興協議会への参画をはじめ、診療報酬対策、医療政策の推進、更に法改正推進や臨床検査技師教育の推進等に相互協力を軸にした展開を行います。関連団体や協議会への対応は会益を重視するとともに検査技師の立場を重視した適正且つ有効な対応を行います。

6) 日韓交流を中心とし、臨床検査の技術移転や検査情報提供による国際貢献を行います。

出入国管理に関する法律の医療分野には「臨床検査技師、衛生検査技師は医療に係る業務に従事する目的での上陸は許可されない」と規定されており、これは留学・修学にも影響が及ぶ事項です。

これは国際貢献や技術移転を狭めるもので、この解消に取り組むとともに、韓国臨床病理士協会との交流は、日韓協定に基づく従来の各種会議に加え、教育者交流を行うことで学生フォーラムや研修交流を推進します。

また、世界各国への臨床検査技術の情報提供としてフォトサーベイをはじめ精度管理やデータ標準化情報の発信を目指し、更に、発展途上国への技術移転を検討します。

7) 各事業における企業との関係はコンプライアンスを尊重・遵守します。また、日臨技総合研究所(仮称)の設置は検討委員会の答申に従い決定します。

当会事業は、現在の副業的な活動では十分な成果は望めません。各事業は、その道のプロに委託することにより経済効果も高まり、会益にも繋がります。

そのために、各企業との関係は適正且つ会益を重視し、今春予定されている企業コンプライアンスを尊重・遵守した事業契約に基づいた事業を行います。

これら諸問題を解決するための日臨技総合研究所(仮称)の設置は、検討委員会の答申に従い理事会の審議を経て会員総意により決定します。

8) 執行部組織を強化し更なる活性化を推進し会員のための運営を行います。

○ 70%を占める女性会員を積極的に登用し、多様な意見を反映させます。

○ 新たな認定制度の導入で若手の人財を育成し、会務の活性化を図ります。

この度の法人改革により理事会運営、特に理事と執行理事の位置付けが大きく変わります。従来型の副業的活動では運営が困難になる場合もあります。

執行部を中心とした各委員会や支部活動に女性会員や若手技師を積極的に登用し、会務の活性化を図るとともに、都道府県技師会、各医療機関検査部門が情報を共有し、中長期的展望に立った活動を行うよう努めます。

全国地区割りの再編成もなり、名実ともに支部としてスタートしましたが、日本臨床衛

生検査技師会運営並びに事業展開の主役は会員に外なりません。理事会や事業報告等の全面公開を推進し、会員への迅速且つ正確な情報提供に努めます。

4月からは認定管理検査技師制度が発足しますが、この制度を十分活用することで理事自らが学習する執行部として更なる活性化を図ります。

<了>